平成 27 年度ツキノワグマ保護管理検討委員会

平成 27 年 11 月 13 日（金）開催

【　事　務　局　】　１　開　会

【　事　務　局　】　２　あいさつ

【　事　務　局　】　３　議　事

（１）平成 27 年度ツキノワグマ保護管理施策の取組み状況について

（２）平成 27-28 年次ツキノワグマ捕獲上限数について

（３）その他

【　事　務　局　】　（資料により説明）

【 由 井 議 長 】　はい、どうもありがとうございました。ただいま 27 年度の捕獲数、被害状況、その他調査の結果が報告されました。論議に入る前に、ここにもう一つ資料ありますけれど、第３次ツキノワグマ管理計画、これは保護という言葉がなくなったのですけれども、これの位置づけと、国の基本指針の年次計画、いつごろ改定になるかなど先に教えてください。

【　事　務　局　】　特定計画は去年までは「ツキノワグマ保護管理計画」というものでありましたが、本年５月 29 日に改正鳥獣法が施行されております。その中で、特定鳥獣管理計画の策定にあたっては、保護しなければいけない鳥獣については、「第一種保護計画」とし、一方で、農業被害を多く及ぼしたり、生息域が拡大している鳥獣については「第二種管理計画」で策定することが定められたところです。県内では、クマ以外で計画を策定しているのはシカとカモシカがありますが、それらとクマの計画については、既に保護管理計画が策定されていたところですが、それらは岩手県では管理すべき鳥獣ということで、既にある計画の文言を整理したところです。現行計画で、文言以外で修正すべき点もありましたけれども、５月２９日施行の関係上、まず、文言の整理のみということで、管理計画としての文言整理に留めております。

【 由 井 議 長 】　この計画は平成 29 年３月まで有効という事でよろしいですね。それから第 11 次鳥獣保護管理事業計画ですね。国の方も同じ期間ですね。

【　事　務　局　】　はい。

【 由 井 議 長 】　ということは、平成 29 年３月以降については、クマの管理計画も鳥獣保護管理事業計画も変わってくるという事ですね。

【　事　務　局　】　そうです。後程、議事の（３）その他の部分で、来年度４次計画の作成についてご説明したいと思います。

【 由 井 議 長 】　わかりました。それでは平成 27 年度の管理施策取組状況について、質問等お願いします。

【 藤 村 委 員 】　資料の中で林業被害について説明ありましたが、本年度、昨年度に比べて被害面積・金額ともに増えているのですけれども、具体的にどう

いった被害が増えているのか教えていただければお願いします。

【 事 務 局 】 評価額を出すときに、評価額が高い木が被害にあうこともあるので、その関係であると考えられます。

【 漆 原 委 員 】 補足します。面積がそんなに増えていないのに、金額が増えたというのは、事務局が説明したとおり、評価額が高い太い木が被害にあっているということです。

【 由 井 議 長 】 岩手県の林年齢は全体で上がっているという事ですね。

【 漆 原 委 員 】 県内全体で人工林の方は 50 年生が平均になります。

【 由 井 議 長 】 被害樹種の割合はわかりますか。スギが多いかと思いますが。

【 事 務 局 】 スギが 0.7、その他 0.3 となっています。

【 由 井 議 長 】 わかりました。全体の捕獲数は上限の約半分、出没数も秋以降非常に減っている。ただし人身被害は 11 件 12 名で、例年より少し減ったものの、全国的にみると常に岩手は１位から３位の間と不名誉なことで、これをどう減らしながら個体群維持を図るかという事ですけれども。他に何かありませんか。

【 宇 野 委 員 】 捕獲関連で、通常捕獲と緊急捕獲、それぞれの定義を教えてください。例えば、管理計画 20～21 ページにその文言が記載ありますが、20 ページのイの（ア）の（a）「人の生命又は身体に対する危害の防止を目的とする場合」とありますが、これが通常捕獲という事ですよね。一方で 21 ページの、エの「緊急時における捕獲許可事務の特例処理」の（ア）の（a）「日常生活の範囲内で人身に対する危害が発生した場合」とあって、これが緊急時の捕獲ということですと、通常捕獲と緊急捕獲の区分が同じように思えるのですが、これらの判断はどのようにされているのでしょうか。市町村に委ねているという事でしょうか。

【 事 務 局 】 ここで定義する緊急時については、まさに家の中に入り込んで出ていく気配がない、逼迫した状況時に捕獲許可が出るというもので、そう簡単に出るものではないということを市町村には認識をしていただいております。

【 由 井 議 長 】 今年は、緊急捕獲は０件ですね。

【千葉委員代理】 資料 NO.1-1 を見てみると、今年は捕獲が少なかったという事ですが、グラフを見てみると 150 頭ほどで推移していたものが、平成 18 年頃から増えて、平成 24～26 年になると 200 頭を超える捕獲数で推移していて、今年、ガクッと減った。これは平成 10 年頃の 150 頭ほどの捕獲時期の頃の全体の頭数に戻ったと考えていいのでしょうか。それとも一時的に捕獲が減っただけで、全体頭数は 300 頭いて、今年は偶然少なかったという事なのか、ご説明をお願いします。

【 事 務 局 】　全体の頭数が少なくなったかどうかということについては、すぐにそういう結論にはできないと考えています。捕獲自体は、シカと異なり、被害が発生したときに初めて捕獲許可が出されて、捕獲に至るというものになります。つまり、里に下りてこない限り、捕獲はされないということになります。今年は、ブナが非常に豊作であったこともあり、里に下りなくとも山中で餌が足りていたことから、出没も捕獲も減ったと考えております。

【千葉委員代理】　というと、全体数は増減していないのだけれども、平成 24～26 年は里に下りてくる個体が多かったということで、今のところは、山に留まっているということでよろしいでしょうか。

【 事 務 局 】　捕獲の統計以外にも、ヘアトラップ調査を花巻と遠野、雫石でも実施していますが、昨年度までの結果を見ますと、捕獲圧が高かった時でも密度は保たれていることが分かっています。今年度はまだ解析中ですけれど。出没に関しては青井先生も詳しいと思いますけれども、何年かに１度、ドングリ・ブナと連動はしているのですけれども、クマが夏季に大量に里に下りてきて有害捕獲数が伸びてくるという現象が起きています。科学的には、この現象の理由は正確にはわかっていません。

【 由 井 議 長 】　ヘアトラップというのは、有刺鉄線にクマの毛がついたものを回収して DNA 分析し、個体数を調べるというものですね。それから資料 No.1-1 ですけれども、平成 27 年度はまだ狩猟捕獲数が入っていないという事で、今度 11 月 15 日からの捕獲数が重なってくるということでよろしいですね。それにしても有害捕獲がかなり少なくなっていて、今年度については、有害捕獲はほぼ終わりという事ですよね。このあたり、この変動について青井先生お願いします。

【 青 井 委 員 】　岩手大学の青井です。確かに捕獲数の傾向は右肩上がりのように見えますが、数年おきに突出して捕獲されている。このような時は大量出没と表現されますが、里に下りてきて捕獲される個体数が著しく高くなり、それが右肩上がりの傾向に強調して見えるということが一つあると思います。突出年を別にして言えば、それほど急に捕獲数が上がっているわけではないのですが、傾向としてはやや捕獲数は右肩上がりかなと思います。この理由はなかなか分かっていないのですが、私の個人的見解として、第１～３次特定計画の中で、推定生息数をその都度出してきました。最初は 1,300 頭、次に 1,700 頭、現在 3,400 頭になっています。その都度、推定生息数に基づいて捕獲上限を決めておりました。ただ、クマが 1,300 頭から 3,400 頭に増えたわけではなくて、個体数推定方法の精度が高くなったことから数字に変化があったわけです。それで、

1,300 頭時代の捕獲上限数は、現在に比べてかなり低めに抑えて設定されていたということがありうるわけです。そういったことが積み重なって、全体的に県内クマの生息数が増えてきているという可能性は、私は十分にありうるだろうと考えています。ただ、なかなか、生息数を実証するのは難しいですけれども、推定生息数は大幅に修正されてきたという事実からすれば、過去の低い推定値に基づいて捕獲上限を決めていた時代は、もっと捕獲していても良かった時代なんじゃないかと。それが積み重なってきている気がします。

【 辻 本 委 員 】　参考までに、以前にやっていた捕獲個体調査の中で、野生耐性菌をクマが持っているか調査していたことがあります。それが平成 13 年、平成 18 年の大量出没時と、それぞれ翌年で調査したのですけれど、調査数が少なくてなかなかはっきりしたことは言えませんが、13 年、18 年は、耐性菌を持つクマが比較的多かった。一方で、13 年、18 年のそれぞれ翌年は耐性菌を持つクマが少なかった。これがどういうことを示しているかというと、県内全体のクマのうち、２割くらいが耐性菌を持っているのですが、これは里に居ついているクマということで、他８割は山に普段いるのだけれど、餌が山にない夏の時期に里に下りてくるクマじゃないかと。分けるとするとそういう考えにあります。つまり、大量出没の年は里に居ついているクマが多く捕獲されて、翌年はそうではないクマが比較的捕獲されるという傾向があったと覚えています。現在、同じ検査をしてないですが、昨年 26 年度はかなり多く捕獲しているので、今年 27 年度はその反動があったのではないかと。これは耐性菌云々でなく、そういう声もあります。要するに里のクマがいなくなっているのではないかという人もいます。それにしても、出没件数は５、６月にピークがあるということで、これは過去とは違う状況にあると思います。昨年のブナのこともありますので、初夏の時期に多く里に出てきたという事もあるかと思いますが。ここからちょっとお聞きしたいことですが、今までと違うパターンで推移しているのは間違いないと思います。これは県内関係者が声をそろえて言っています。５，６月に多く出没したのに、８月はずいぶん静かだったと。これは何故か、簡単にはわからないだろうし、色々意見があるかと思いますが、夏の時期に里に下りてこない原因を調べることができれば、今後の対策の一助になるのかという気もしています。岩手県、環境保健研究センターだけでは難しいかと思いますが、そういったことも検討していただければと要望させていただきます。

【千葉委員代理】　こちらとしては、被害が少なくなってくれれば、クマが減らなくても

非常に助かるので、先ほどのお話にありましたとおり、なぜ里に下りてこなかったのか、対策ができれば農作物被害が少なくなるのかなと思うので、そこを追及していただければと思います。

【 青 井 委 員 】 今のご意見もっともだと思いますが、私が感じる状況として、クマが里に出やすい状況が年々加速していると。特に過疎・高齢化が進んでいるのに、依然として山の際にリンゴ・トウモロコシがあり、人の気配は少ない。他に里山でもドングリが成熟して多く実ったりと、クマにとっては山よりも里の方が住みやすくなっている状況がある中で、ある年にドングリ等が不作になると、里の作物に頼ってしまうと。こういう状況が年々加速していると思うので、そちらの対策もしないと。ただ過疎のコントロールだけでは、被害を防いで、かつ個体群の維持はなかなか難しいと考えております。

【 由 井 議 長 】 例えば今の青井先生のお話の中にあった里山対策については、今日の報告には入っていないですね。第３次計画に記載があるという事でいいですね。

【 藤 村 委 員 】 春季捕獲で、八幡平市と西和賀町で捕獲定数に満たなかったことに関する補足ですが、毎年６月末に開催されるブナ林と狩人の会、通称マタギサミットですが、今年参加したときに、秋田阿仁のマタギと山形阿国のマタギから聞いた話です。今年春は暖かく、雪は融けなかったのだけれどもブナの葉の伸びが早かった。結局、春クマ猟というのは、ブナの葉がまだ開かない、山の見通しがきく時期にマタギは山に入ってクマを獲るということですけれども、ブナの葉が伸びるのが早かったために、クマを見つけても、見通しが悪くクマを獲ることができなかったことから、秋田も山形も今年の春クマ猟は不猟だったというわけです。岩手でも、捕獲定数に満たなかったのは同じような状況であったのかなと思いますので、以上補足です。

【 由 井 議 長 】 資料９に春季捕獲のベースデータとして、八幡平市と西和賀町の痕跡調査を載せておりますけど、一番下の努力量別の捕獲数ということで、出猟時間や出猟人数、踏査距離あたりの捕獲数でておりますけど。八幡平市は毎年同じようなデータが出ておりますけれども、西和賀町は平成 25 年にかなり低く出ているということでが、これは事務局で分析して年度ごとの努力量が違うという事でしたでしょうか。

【 事 務 局 】 春クマ猟の解析については、今、県立大学の金子先生のところの学生と一緒に検討しています。会議資料では表しか掲載しませんでしたが、こちらでグラフを作成して検討してみて、西和賀町は平成 25 年は平成 26 年と比べて痕跡数と目撃数が非常に少なかったという結果にな

っています。八幡平市は横ばいか目撃・痕跡も微増となっています。この調査の結果から見ると、西和賀町は目撃も少なくなって、捕獲も少なくなっていると。ただ、捕獲にかかる努力量を見ると西和賀町は少なくなっているので、その影響もあると考えられます。逆に八幡平市は、密度は保たれていると考えています。この後、過去３年分の各市町村の出没データを検討したり、実際に猟をしているハンターに聞き取りを行って、先ほどの藤村委員のお話にあったようなことが起きたのか解析してみたいと思います。ちなみに、金子先生の学生の卒業論文として取り組んでいるテーマですので、まとまりましたら、皆さんに発表できるものと思います。

【 由 井 議 長】　今年度の卒論ということは、県立大学の卒業論文は最終的に一年後に総合政策学部のホームページに掲載されますので、そちらでも確認してください。春季捕獲については、こういうデータを参考に、他の出没状況を見ながら捕獲頭数を決めていくと思いますが、現状では、この西和賀町、八幡平市が春季捕獲を希望する市町村で、この捕獲頭数で行くという事で変わりませんね。

【 事 務 局 】　３次計画の中では変更ありません。

【 由 井 議 長】　これが２９年までですね。次に特例許可ですね。今年は５月 15 日から運用開始としておりますが、春クマ猟は５月 14 日までなので、翌日からは特例許可が運用されるということですが。あまり差がないというか、特例許可は５月 15 日より早くなることはないですか。

【 事 務 局 】　要領で、運用は基本的に６月開始としていますが、頭数配分を計算する作業の進捗において、期間の前倒しができると規定しております。昨年、特例許可試行にかかるアンケートを各市町村から取った時に、多くの市町村から、出没が頻発する春先から特例許可を運用してほしい旨の意見がありましたし、実際に春先の出没が多いことは数字にも出ておりました。ただ、春クマが５月 14 日までの期間でありましたので、半月前倒しで運用したところです。ただ、春クマ猟は八幡平市と西和賀町のみ行っているので、春クマ猟を実施していない市町村まで同じような運用期間でいいものかどうかという意見もありましたが、そのあたりは春クマ猟と混同しないようにということで、５月 15 日からの運用としたところです。

【 由 井 議 長】　わかりました。特例許可の捕獲数は資料１Ｐの下の方、遠野市の配分数が 20 頭に対し捕獲 15 頭、岩泉町が 16 頭に対し 7 頭、宮古市は 15 頭に対して 2 頭と、だいぶ差がありますけれども、このあたりの運用の利便性や目的達成等、遠野市と岩泉町の委員がおられますので、ご

意見いただければと思います。

【小向委員】 特例許可の試行ですが、遠野市としては非常に助かっております。運用期間の前倒しについても、もっと早めていただきたいと思っておりました。

【應家委員】 岩泉町も遠野市と同様です。まず被害に遭わないように電気牧柵ですとか、事前の被害防除対策を実施しておりますが、例えば電気牧柵の設置には町から 2/3 の補助を出すこととしております。被害防除対策をしながら、トウモロコシ、デントコーン、夏に多いのはモモですね。それらが被害にあった時は迅速に対策してほしいというのが農家の意向としてありますから、引き続き早めの対策をお願いしたいと思います。

【由井議長】 最短でも 5 月 15 日ということで。その前だと春クマ猟と区別がつかなくなるという気もしますが。

【青井委員】 特例許可は、あくまでも農業被害が出た時に出される許可であり、山の中に分け入って捕獲する春季捕獲とは全く別物と思います。

【由井議長】 特例許可は各市町村の中で、区域で分けられて制度が適用されていると。春クマ猟は山中だけということで。他にございますか。

【辻本委員】 特例許可は試行ということで、３次計画の中では進められるということですが、盛岡市の担当者からは非常に助かっているという声も聞こえてきますので、継続していければいいのかなと思います。資料 No.2-1 と No.2-2 を見ますと、有害捕獲は通常許可と特例許可で捕獲されているわけですが、この使い分けですが、市町村で捕獲の判断をする場合と、県で捕獲の許可を出す場合とあると思いますが、どういう運用の仕方になっておりますでしょうか。

【事務局】 特例許可については、農業被害が常態化しているところで、捕獲枠をあらかじめ与えて、その枠内で迅速に対応できるようにしております。つまり、鳥獣被害特措法による被害防止計画を策定している市町村は、被害が常態化している市町村と判断し、その市町村全体に配分枠を運用前に通知していることになります。昨年は、岩手町と二戸管内が策定されていなかったので、それらを除く市町村に対して配分しましたが、今年度は県内全ての市町村において被害防止計画が策定されましたので、全ての市町村に配分したところです。また、特例許可については、捕獲の条件に細かい要件を通常許可とは別に定めていますので、実際の被害が発生した際に、配分枠のある市町村は通常許可で捕獲するべきものか、特例許可で捕獲指示が出せるものかを判断していただいたうえで運用していただいております。

【 辻 本 委 員 】　そういった条件が書き物であるということですね。資料 No.2-2 を見ると、遠野市は通常許可が 12 頭、特例許可が 15 頭、特例の方が多いですが、岩泉町は特例許可のみ 7 頭、釜石は特例許可 5 頭、通常許可 6 頭と市町村で違いがあるなと思ってみていたのですが、市町村によって被害防除の程度によって違いが出ているという見方でよろしいでしょうか。

【 事 務 局 】　市町村の判断により、許可の別が分かれているものと考えています。

【 辻 本 委 員 】　わかりました。いずれ、試行の段階ですが、この制度は市町村にも歓迎されているので、時期を早めるかどうかの検討は必要ですが、色々な角度から、この制度を検証して、より良い制度にできればいいなと考えています。もう一つ、地区協議会がありますが、この協議会の中で、この問題等や実態、どういった状況で通常捕獲、特例捕獲が多い、今後に向けてどういう課題があるのかなど、この検討委員会の場だけではなかなか難しいので、地区協議会をうまく活用して、現場の意見を地区協議会で吸い上げることができればいいのかなと。なかなか、地区協議会の開催状況も尻すぼみになっているような感じを受けておりますので、研修を行う、県の計画をオーソライズするなど、上から下だけでなく、下から上への機能をもつような場・制度にできないかと思います。そうすれば、この捕獲許可においても、どういう時に通常許可なのか、特例許可なのか実態を把握できるかと思いますし、時期を早める必要があるのかどうか、現場での許可の使い分けはどうしているのか、より的確に把握できると思います。地区協議会を色々な角度で、この課題だけでなく、もっと機能できるようにしていただければ、この場での議論も的確なものに深めていくことができるのではないかと思います。

【 菅 野 委 員 】　春クマ猟と特例許可の関連でお話したいのですが、春クマ猟と一口に言っておりますが、もともとは伝統的猟法を検証するためであったわけで、伝統的猟法とはマタギと称される猟法を継承する目的があるわけです。八幡平市と西和賀町は、昔からクマを対象とした狩猟をしてきた場所とされてきた。一方で、特例許可は、農業被害があるので市町村の判断で捕獲指示が出されるものであると私は理解しておりましたので、春先に出没したクマを捕獲するから春クマ猟ということではないはずなので、春クマ猟と特例許可の時期が重なることはあまり議論の対象にならないと考えております。先ほど申しましたとおり、八幡平市と西和賀町で行う春クマ猟は伝統猟法として、山林に分け入ってクマを捕獲する猟法を伝承する、特例許可は被害が常態化している

農地で捕獲される、それらは時期が重なってもおかしくないと私は捉えております。

【 由 井 議 長】 わかりました。例えば私が聞いていたのは、大槌町に金澤マタギもありますよね。他の地区にマタギがないわけでないですよね。将来、春クマ猟の実施希望が他から出てきた場合、どうなのかなと思ったわけです。他に何かございますか。

【 宇 野 委 員 】 最初に質問したときに緊急捕獲と通常捕獲の事を聞きましたけれども、特例許可と通常許可の内訳で、今日来ている２市町の方から、通常許可と特例許可の使い分けについてお聞きしたいですけれども、いかがでしょうか。

【 小 向 委 員 】 簡単に言えば、特例許可期間中であれば、市町村で特例許可による捕獲が可能と判断すれば特例で、特例許可以外は通常捕獲許可での捕獲ということで対応しております。

【 應 家 委 員 】 岩泉町では、農作物被害が主なので、特例許可は迅速に対応できるということで､活用して実施しております｡先ほどお話しましたけれど、前提で被害防除対策をしたうえで、それでもどうしても被害が出てしまう、例えば電気牧柵を設置している畑であっても、下から穴を掘ってもぐりこんで畑が被害に遭う時もありますので、こういう時には特例許可で対応しております。

【 事 務 局 】 特例許可と通常許可で許可が出る条件は基本的に同じで、農作物被害等が発生した際に初めて許可となりますので、山林内に分け入って捕獲するということでは、特例許可でも通常許可でも許可は出ません。その他条件は色々あるのですが、通常許可は被害が発生したときに、被害調査等を市町村が行ったうえで､県に対して捕獲許可申請を行い、県はその申請に対し、捕獲許可頭数等を審査したうえで許可を出すことから、どうしても被害が発生してから捕獲許可が出るまでに複数日かかるので、その間に被害が拡大してしまいます。一方、特例許可は市町村からの許可申請を県に出すところまでは通常許可と同じですが、一番初めの許可を出す段階で、市町村にあらかじめ出されている捕獲枠内での捕獲許可が出されています。そのため、特例許可は、被害が出た時に、通常許可よりも迅速に市町村が捕獲指示を出すことができるといった具合に、事務処理の簡素化・迅速に対応できるということがあります。

【 宇 野 委 員 】 わかりました。特例許可は市町村が迅速に対応できるということで、メリットは大きいと思いますけれども、今後いいものになることを私も期待したいのですが、やはり防除という面について、しっかりやっ

ていくことが重要ですので、結局、クマが出たから場当たり的に捕獲を繰り返しても何も解決しないので、そのあたり市町村の方はしっかりやっていく必要があるのかと思います。この特例許可は今後も浸透していくと思いますので。

【由井議長】 この部分はよろしいでしょうか。あとグラフの１ページ、放獣９頭とありますが、放獣に関して、何か問題はなかったでしょうか。

【事務局】 特に問題があったという報告はありません。

【由井議長】 わかりました。関西の方で他県への放獣問題があったかと記憶しておりましたので。結局 DNA 解析で、加害グマと別のクマだったことが判明していましたけれど、そういう問題はなかったという事ですね。放獣はこの検討委員会でもいつも話題になりますけれど、放獣されたクマは捕獲された同じ市町村、ブロック内で放獣されているという事でよろしかったですね。

【事務局】 市町村で放獣しているので、同じ市町村内というように理解しています。

【由井議長】 さらに言うと、国有林か民有林かということになりますけれども。森林管理局の方も来られておりますが、他県も含めて国有林への放獣、国有林の活用を含めて何か情勢が変わったという事はありませんか。

【菅野委員代理】 今のところは特にありません。何かあった時は、事案に応じて適切に対応したいと考えております。

【由井議長】 そうですか。

【青井委員】 的確に対応するといいうことは、放獣もありうるという理解でよろしいでしょうか。

【菅野委員代理】 要請があれば、色々規制がかかっている場所もありますので、そのあたりを見極めて対応するという事になると思います。

【青井委員】 要するに、放獣することができるということでしょうか。

【菅野委員代理】 可能性はあります。

【青井委員】 ぜひ検討してほしいと思います。

【辻本委員】 放獣の件で、もう一つお話させていただきます。９頭のうち、資料 No. 7 を見ると、幼獣が４頭、成獣５頭となっているように見えます。この中で、宮古の江繋で放獣された成獣のオスですね。その他の放獣されたものは不明となっていて、普通、放獣するときはワナを開けてそのまま放獣するので性別は分からないという事ですけれども、この江繋はオスとなっている。成獣で放獣されているのは雫石町ですが、昔から雫石町は放獣をするので、いつもどおり放獣したとは思うのですが、成獣を放獣した経緯や方法、放獣したクマが戻ってくるかどう

か確かめられればいいのですが。せっかく放獣したのであれば、色々データ収集して今後の対策に生かせないのかなと思います。大学の先生とかが労力を使って調査しろという事でなく、放獣の経緯や方法などを確認して、それらの方法等が他市町村でも活用できるのか、拡げることができるのか、色々なヒントが隠されていると思います。なぜオスと分かったのか、など情報収集について、是非お願いしたいと思います。

【由井議長】 放獣の際のレポートは事務局には来るのでしょうか。

【事務局】 捕殺したクマも放獣したクマも捕獲報告票を提出することとしております。その中で、性別も記載欄がありますので、放獣したクマで成獣であれば性別を調べるのは無理でしょうから、その時は捕獲票の性別欄に不明と記載されたり、未記入で報告があります。雫石町は昨年も放獣が多かったので、その経緯等について確認はしているところです。そのあたりも含め、情報収集はしていきたいと考えております。

【由井議長】 放獣の瞬間に NPO が出向いて、情報下さいと言えば教えてくれるかもしれませんが、色々出しにくいところはあるんでしょうね。放獣した捕獲票が市町村から出てきた時、専門家へ捕獲票が提出されたことを FAX なり情報提供して、回答できる範囲で回答してもらうといったシステムができればいいでしょうね。少しでも情報が集まれば。

【宇野委員】 宮城の放獣について受託して実施しておりますが、先日の例として、イノシシのわなに錯誤捕獲されたクマについて、国有林に放獣した経緯があります。宮城県は国有林に放獣できるようになってきておりますので。そこで放獣関連ですが、今まで岩手県ではヘアトラップ調査を実施して DNA サンプルが多く集まっていると思いますが、放獣されたクマの何かしらの試料によって、そういう分析ができないものかと。あと、放獣といったら、よく聞かれるのがシカのくくりわなにカモシカが錯誤捕獲されたとき、岩手の猟師に聞くと毛布を掛けておとなしくさせるとか、クマも錯誤捕獲があると思うので、そういう時のマニュアルを作成する必要があるかと思います。あと、放獣関連ですが、危険猟法の許可を取得しているということで、危険猟法というと、確か環境省による許可だったかと思うんですが、実際、この許可は誰が取得しているのかということと、市街地への出没対応ということで記載ありますが、これは県による対応ということでよろしいでしょうか。

【事務局】 許可を取得しているのは、盛岡動物公園の辻本先生と鳥獣保護センターに勤務する獣医師２名で、合計３名が許可を取得しております。

先ほど宇野委員から質問ありました放獣の件ですが、県も雫石でヘアトラップ調査しております。ちょうど放獣している場所の近くで調査しておりますので、そのヘアトラップに放獣された個体が来ている可能性はありますけれど、辻本委員からあったような情報収集や由井先生からサディスションを受けて、これから色々な研究ができる可能性があると考えております。岩手県での放獣は、長野や関西での放獣のシステムとは全く違うと思うのですが、ある程度の個体がいる中で、有害捕獲された個体が放獣されている地域もある。これを検証するのは非常に興味深いと考えております。ヘアトラップの方は、これまで採取した試料から DNA を取って保管しておりますので、放獣個体の DNA が取れれば放獣された個体かどうかを調べることはできます。今後、協議検討していきたいと思います。

【 菅 野 委 員 】　10 年以上前、確か青井先生が中心となって、遠野市で捕獲したクマを放獣した結果をまとめた報告書を見た記憶があるのですが、放獣したクマは、捕獲された場所に戻ってくる。そうすると、戻ってきたときにもう一度、捕獲許可を取って捕獲しなければならない。そういうことであれば、放獣してもしなくても同じではないかという印象を受けたのですけれども、実際のところどうでしょうか。

【 辻 本 委 員 】　その調査に私もかかわっておりましたが、やはり戻ってくる個体も多いです。ただ、20 数頭を確か 7.5ｋｍ以上離れた場所に放獣し行動調査をした時、戻ってきたのは１頭か２頭で、他は 7.5ｋｍ離れた場所であれば戻って来ない。一方、7.5ｋｍより近い場所で放獣した個体は、２割～３割が戻ってくる。つまり全部が戻るわけではないという結果でした。それから、１頭ずつ捕獲して発信機を装着し放獣しましたので、戻ってくるクマがどういうクマなのか調査できました。中々データには出てこないですが、やはり人に慣れたクマですね。例えば、私が吹き矢で麻酔しようとすると、たいていのクマは怖がって隅っこの方で丸くなるか、こちらに体当たりしてきます。しかし、中には犬のようにお腹を見せるクマもいて、だんだんそういうクマが増えてきているのかと思います。つまり慣れているクマが戻ってきているというまとめをしております。再捕獲されたクマは 20 数頭のうち１頭であり、遠野市で捕獲された母クマが７～８年後に釜石市で捕獲されたデータがありました。

【 藤 村 委 員 】　岩手県ツキノワグマ研究会でクマの捕獲のテレメーター調査を県から委託を受け行いました。元々、広島の方で日本ツキノワグマ研究所を作られている前田克彦さん等が中国山地で捕獲したクマを山に放獣

する、当初岡山放獣という名称で行われてきたことですが、結局、このポイントというのは、今お話ありましたように奥山で学習放獣しても、戻ってくる個体もあれば、戻らない個体もあると。ただ、戻る、戻らないでなくて、一回捕獲してお仕置き、通常、クマに痛みを与えるなどお仕置きして放獣しますが、仮にそのクマが戻ってきても、そのクマが農業被害・人身被害を起すか起さないかがポイントであると思います。実際に発信機を付けて移動放獣を行って、そのクマのその後の行動、同じ場所に戻って同じような被害を及ぼすのかどうかまで調べないと何とも言えないですけれども、クマが戻ってくるからダメ、戻ってこないから良いではなく、クマが戻ってきても被害を出すか出さないかが、大事なポイントであると覚えて頂きたいと思います。

【由井議長】　だんだん果てしなくなってきましたので、先に（2）の議題にうつります。それでは、（2）平成 27-28 年次ツキノワグマ捕獲上限数について、事務局より説明お願いします。

【事務局】　（資料により説明）

【由井議長】　それでは本文７ページ、資料 No.10-1、No.10-2 を見ながらですね。それでは、従来通り計算方式で北奥羽、北上高地群それぞれ捕獲上限数合計 342 頭、これについてご意見、ご質問をお願いします。

【藤村委員】　本年度は先ほどの説明にありましたとおり、捕獲上限数に満たない捕獲数にとどまったわけですけど、恐らく来年度は今年のブナの豊作により、子連れのクマが春先に増え、通常の流れでいけば、来年度はブナが凶作になることが予想されるわけですので、つまり個体数が増えて、山の実りが減るということで、里に下りてくるクマが増えると。それに伴って有害捕獲が増えることが、今の段階である程度予測できるわけですよね。ということは、捕獲上限数、従来通り３％の減少率で見て 342 頭という数字になったわけですが、実際に有害捕獲数が増えるであろうことが予想されるのであれば、この数字の横に括弧書きか何かで、大量出没が起きた場合はこの程度まで捕獲というような数字まで出しておかないと、いざ捕獲上限数を超える事態になった時、いろいろ誤解が生じることになると思いますので、来年度は何か対応を加味していただいた方がいいのではないかと考えましたので、よろしければご検討お願いします。

【由井議長】　その前に、ブナが豊作になると、色々な動物の繁殖条件が良くなるんですけれども。ブナが豊作の翌年には、捕獲上限数をあらかじめ増やす等、そういった手法を取り入れている都道府県は東北ではありますでしょうか、無いのでしょうか。

【 事 務 局 】 先ほどご説明しましたとおり、従来、３％の減少率までで捕獲上限を決めてきた経緯がありましたので、捕獲上限を計算する際、事務局においても、来年度出没が増えることが予想されるときに、例えば減少率３％を４％まで引き上げる等検討しました。ですが、捕獲上限の算出には、現在のクマの生息数をレスリー行列で推定し、そこから狩猟・有害で捕獲されるクマを推測して、１年後の推定生息数の減少率が－３％以内に収まるようにするやり方としております。昨年度も、生息数推定の計算で用いるパラメーターの中にある妊娠率など、情勢に応じて動かして推定してはどうかというご意見もございましたが、パラメーターの数字は基本的に固定値で動かせないものでありますので、今回の捕獲上限を決定する際にも、来年度の大量出没が予測される状況を加味することが、このレスリー行列で生息数を推定している状況では難しいので、今年についても例年どおりの３％の減少率の範囲内で、捕獲上限数を算出したものです。

【 菅 野 委 員 】 今の藤村委員の話に賛成という立場でご意見申し上げますけれども、かつて、岩手県には 1,300 頭、次に 1,700 頭、今は 3,400 頭のクマが生息していると推定値がでてきております。その 3,400 頭になる前に、有害駆除だけで 200 頭を超える数字が出てしまい、結局、11 月 15 日の狩猟解禁前に狩猟でのクマ捕獲を自粛するように通知が出されたことがございます。そうしますと、クマ猟を楽しみにしていた猟友会員は、岩手県に狩猟税を支払って明日から猟にでるぞ、という時にクマ猟ができないと。狩猟税を返せという人まで出てきた。推定生息数が 1,300~1,700 頭であった時代に、この推定数で捕獲上限を設定していたのだけれど、その数字を有害捕獲だけで超えてしまったと。推定生息数の精度が高くなって推定生息数が跳ね上がったということがあるのでしょうけれど、藤村委員からお話ありましたとおり、今年、ブナや他果実が豊富だったことを考えると、来年は出没数がかなり増えることが予測されるのであれば、捕獲上限数は設定するものの、数字に幅を持たせるなど、大量出没に合わせた２段構えはできないものかというお願いです。

【 由 井 議 長 】 先ほどの特例許可の話もありましたけど、大量出没してくるのは来年の春、産まれた子供というより、他の２歳子、３歳子ですね。餌が少ないので溢れ出してくると。その時に有害捕獲で捕獲するものが狩猟で捕獲される分で捕獲されたという話にはならないんでしょうね。入猟税の納期はいつごろですか、３月末でしょうか。

【 菅 野 委 員 】 概ね 10 月頃、狩猟前に支払されますが、11 月 15 日以降は自粛しま

しょうと言われるわけです。

【 由 井 議 長 】　猟期前には支払われるのですね。支払ったものが使えないと。

【 事 務 局 】　菅野委員のお話にありました狩猟自粛の件ですが、そのとおり狩猟で自粛をお願いするのも様々問題がありましたので、平成 25 年度より管理年次を切替え、従来、年度で捕獲数管理していたものを、11 月 15 日の狩猟解禁日をスタートとし､翌狩猟解禁日前の 11 月 14 日までを捕獲数管理年次と切り替えたところです。そうしますと、捕獲上限を超えそうになる時期は有害捕獲時ということになりますので、有害捕獲の自粛検討要請ということになります。管理計画にも記載がありますが、捕獲上限を超える際の有害捕獲については十分精査したうえで実施することとしております。一方では、有害捕獲は、人身被害が起こる可能性が高い、農作物被害がどうしても防げないなど、そういう時に実施されるものであるので、基本的に、捕獲上限をどうしても越えてしまう場面が出てきます。先ほど藤村委員からも誤解を招くというお話ありましたが、捕獲上限という言葉も、上限だからそれ以上捕獲するのはおかしいというご意見も度々受けますので、事務局としても、捕獲上限という表現はどうなのかということが話題になることがあります。

【千葉委員代理】　狩猟については捕獲上限内でいくけれど、特例許可については来年度農業被害が出て、有害捕獲する時には捕獲上限にこだわらないということですか。

【 事 務 局 】　特例許可は捕獲枠をあらかじめ決めますが、捕獲上限の範囲内で設定しておりますので、捕獲上限を超えた数を捕獲してもいいという事ではありません。

【 笹 田 代 理 】　捕獲上限を超えた際の罰則等はあるんでしょうか。

【 事 務 局 】　罰則はありませんが、捕獲上限を超えている場合で有害捕獲を行う時には、通常時の捕獲の時より、捕獲前の追払いであったり別の方法による被害防除等を、よく精査検討のうえ実施してほしいということです。

【 由 井 議 長 】　今年の秋はブナが豊作であって、来年は１歳未満の子供が増えるという事でしょうから、それらのクマが有害捕獲なり狩猟で捕獲されるのは、再来年以降ということでしょうね。その時に、今年のブナ豊作のデータが、捕獲上限の計算、レスリー行列に反映されて３年後は捕獲上限が引きあがる、という計算ができるといいのですが、そうはできないですか。

【 事 務 局 】　捕獲上限を決める際の－３％というのは違和感があって、本来は０％

が望ましいのですが、レスリー行列が 10 年ほど前に設定したものがベースで、パラメーターが渋く設定してあるので０％にすると、ほとんど捕獲できないことになります。しかし最近のクマの研究を見ていると、関西の方ではかなり繁殖率はかなり高いのではないかという報告があります。岩手県での繁殖率は調べていないですが。第３次計画期間中は、このレスリー行列で推定し３％の減少率で捕獲上限を計算することとしておりますので、豊凶のデータを組み入れられないか、第４次計画以降に推定法の検討をしていきたいと思います。現在、全く新しいベイズ推定法がありますが、環境省でもかなり勧めている手法ですので、そちらの手法をクマに応用できないかどうか検討しております。ベイズ推定法であれば、ある程度の個体群が維持できているということを推定し捕獲上限を決めるという事ができると思います。レスリー行列で推定すると、獲るだけで推定個体数は減っていくものですので。北上高地が減っているのは、過去３か年に捕獲数が多かったことから推定生息数も少なくなるので、それに伴って捕獲上限数も少なくなっていきますので、上限を超えると自粛依頼がかかるわけです。しかし、有害捕獲はどうしても行われますので、狩猟解禁日を捕獲管理年次のスタートとすることで狩猟に響かないようにしています。こういう悪循環を断ち切るために、ブナの豊凶状況を取り入れたベイズ推定法で、推定生息数が出せないか検討しているところです。

【由井議長】　だんだん論議が深まってきておりますが。第３次管理計画が平成 29 年３月末までの計画で、次期計画以降には只今説明いただいた新たな方法による推定生息数からの捕獲上限を設定することになるかと思いますので。捕獲上限について、提案された捕獲上限でよろしいいでしょうか。

【各委員】　（異議なし）

【由井議長】　承認いただいたということで、ありがとうございます。それでは（３）その他で事務局が用意した資料がございます。事務局の説明をお願いします。

【事務局】　お手元にあります第４次ツキノワグマ管理計画策定のスケジュール案をご覧ください。来年平成 28 年４月から翌 29 年３月末までの、検討会委員、事務局、環境審議会別で管理計画策定にかかる項目についてお示ししたものです。毎年、この検討委員会は猟期前の捕獲上限を決定する関係上、年１回、１１月頃に開催しております。ですが、来年度は次期計画を策定するため、検討委員会を２回開催し、それとは別に、作業部会（WG）としての検討会を開催する予定としております。

この検討会は、全ての委員の方々にお集まりいただく検討委員会とは異なり、学識経験者の委員の方々にお集まりいただいて、次期計画の内容等について検討する会となります。まず、事務局で素案を作成し、作業部会で検討をお願いします。そこで検討された案を、次に検討委員会で内容を検討します。その案をパブリックコメント案として事務局で作成し、11 月の検討委員会でパブリックコメント案の検討を行います。その後、12 月から翌１月の間はパブリックコメントを実施し、パブリックコメントが終わりましたら、そこで出された意見等を踏まえ最終案を事務局で作成し、３月の環境審議会自然鳥獣部会でお諮りします。そこで承認されましたら、平成 29 年４月から施行という流れになります。委員の皆様には来年度の第４次ツキノワグマ管理計画の策定について、ご協力をお願いします。

【由井議長】 第４次ツキノワグマ管理計画の策定について提案されました。これについて何かご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。その他事務局何かありますか。

【事務局】 特にありません。

【由井議長】 それでは、これまでの会議の全体通して、何かありましたら簡便にお願いします。

【辻本委員】 先ほど錯誤捕獲の話題でましたけれど、やはりシカの捕獲のためのくくりわなが増えてきていますので、錯誤捕獲の件数が増えていると聞いています。特にクマの場合は危険で、わな設置者のみならず、農家の方が畑付近にかけているものに錯誤捕獲された場合は非常に危険であるわけです。そういった錯誤捕獲されたクマは捕殺されることが多いかと思いますが、この件数がどのくらいあるのか把握されているのか、今後、さらに件数が増えていくのであれば、個体数管理をしているのに、その数字が狂ってくることが懸念されます。先ほど、何かマニュアルを作成するべきというご提案もありましたが、まずは実態がどのようになっているのか、各立場でどういう考えで従事しているのか、法的な部分はグレーゾーンなところもあるかと思いますが、今後シカ捕獲が増えてくるのであれば、くくりわなによる錯誤捕獲は増えます。クマに限らずカモシカもあると聞いております。カモシカは撃つわけにいかないですし、子グマが錯誤捕獲された場合、有害捕獲では子グマは原則放獣とされていますが、錯誤捕獲の場合は捕殺で良いのかということなど、色々問題があるので、様々な角度から検討が必要であると思っています。まずは実態ですね、件数や内容について、もし現在把握している情報があればお聞きしたいと思っています。

【 事 務 局 】 錯誤捕獲の件数については、現在のところ把握はしておりません。ただし、錯誤捕獲されたクマの扱いについて問い合わせが数件寄せられておりますし、子グマは放獣しなければいけないかと問い合わせいただいたこともあります。その時は、子グマといっても、親離れする前のある程度成長したクマであり、暴れまわって近づくこともできないため放獣は困難であるというケースが多く問い合わせしてくるようです。県で原則放獣としているものは放獣することが可能な幼獣、つまり、その年生まれの間もないクマについて放獣するように規定しております。なので、原則放獣となっていても、当然放獣対応する従事者が大けがをしたり、重大な事故につながるリスクが高い場合も多く、その際はやむなく捕殺としている状況です。錯誤捕獲数の把握ですけれども、シカの捕獲については県でも重点的に進めておりますし、今後錯誤捕獲が増えることが予想されることから、数の把握には努めていきたいと考えております。

【 藤 澤 委 員 】 シカのわなについて、徹底しなければならないのは輪の直径が 12ｃｍ以内であることです。ここは徹底して設置していきたいと思っております。問題はカモシカです。わな免許を持つ人は多いですが、カモシカが捕獲されると大変なので、わなの設置を控えているという方も多くいます。カモシカは特別天然記念物なので、捕獲は犯罪になるということで、速やかに放獣しないと大変であるという事です。カモシカとシカの通り道について、しっかり見極めてからわなを設置するよう指導していますが、いずれ完全な解決にはならない。私も立ち会って放獣作業をしていますけど、例えば、後ろ足にわながかかっていれば、怪我をしないよう頭部に毛布を掛け、足が伸びた状態で抑え込みます。わながかかっていない両足をロープで結わえて、わなを外し、遠くからロープを離して放獣する。つまり大変な労力がかかります。クマは大きい個体はかかることはありませんが、12ｃｍ以内のわなに子グマがかかることはないとは言い切れない。ただ、冬に仕掛けているわなに、そのような子グマはかかることはないと思います。この問題に関しては、完全な解決方法はありません。

【 由 井 議 長 】 箱わなでカモシカ、シカは入りますか。

【 藤 澤 委 員 】 箱わなには入りませんが、大きな囲い罠であれば、餌で誘引して捕獲できるかと思います。

【 由 井 議 長 】 他県の事例はありませんか。

【 宇 野 委 員 】 宮城県で、12ｃｍ径でもクマは結構かかります。関西でも年間 300 頭ほど錯誤捕獲で放獣していますが、宮城県ですと、私は民間業者な

ので、連絡を受ければ現場に行って麻酔をかけて放獣も可能ですが、やはり岩手県では面積が広く細部まで行き届かないので、岩手県内で頑張っていただくしかないですが、やはりマニュアル等を作成して、獣医師会等もあるかと思いますので、体制をしっかり整えることが必要であるかと思います。第４次計画には、そのことも反映した方が良いかと思います。

【 由 井 議 長 】　このことは、クマの検討委員会だけの問題でなく、シカ、カモシカにも関連する話ですね。他の委員会とも調整してどうするか考えないといけない。そうすると、統一的なものは鳥獣部会で諮ることになるんですかね。その段階で、誰が原案を作成してどうするかですよね。クマに関して、先ほどの４次計画策定における説明で検討会がありますが、そのことを検討することは可能でしょうか。

【 事 務 局 】　この件については、先ほどご説明しましたとおり、作業部会としてのＷＧがございますので、事務局案はシカ管理計画策定のＷＧも予定されていますので、そちらと調整しながら進めたいと思います。

【 藤 村 委 員 】　人身被害の件で、こちらの資料では平成 25 年までしか載っていないですが、北海道では今年１月にヒグマに襲われた死亡事故が１件、２月には林業調査中の方がヒグマに襲われて重傷を負ったということがありました。例年ですと北海道のヒグマの活動は５月以降になるので、今年の１月２月に事故があったことは騒ぎになりました。県内ですと冬期間の伐採作業中の事故はあまり聞かれませんけど、確か川井村で、伐採作業中に子連れクマがいる冬眠穴が見つかって、その後の作業をどうしようかという話になり、結局作業を中断したという話があります。他の件でも広島県で１月２月頃に伐採作業中にクマに襲われて、危なく事故が起こる寸前で助かった事例もあります。今までは冬期間の事故はないでしょうけれども、林業関係者であれば冬期間でも山林で作業に入ることもあるかと思いますので、そういった方たちへの注意喚起が抜けていると思いますので、補完してもらいたいと。あと、今年の事故で、林業関係者の方がクマに襲われていますが、以前、安代町で、林業調査のため山林に入った二人がクマに襲われ、うち１人が頭をかじられたがヘルメットを着用していたので軽傷で済んだという事例があります。その後、取材した朝日新聞の方から詳細を聞いたのですが、その時のヘルメットには、クマの歯による穴が開いていたそうです。ですから、林業関係者の方はヘルメット着用を徹底するようにしていただければと思います。ただし、北海道の事例では、ヘルメットを着用していたが、叩かれた際にヘルメットが飛ばされた事例

もありますので、そこのあたりも留意していただければと思います。あと、今年の春は子連れのクマが多く出てくることが予想されますので、特に春先の人身被害が増えることが予想されますので、県の方でも早めの注意喚起をしていただければと思います。

【 由 井 議 長 】　はい、ありがとうございます。それでは、様々なご意見でましたけれど、次期管理計画に反映でできればよろしいかと思います。以上議長終わります。

【 事 務 局 】　５　閉　会